

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策
について（通知）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に移行することに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下、衛生管理マニュアルとする。）が改定され、文部科学省から別添（写し）のとおり通知がありました。

つきましては、**5 月 8 日以降の学校における感染症対策は、改定後の衛生管理マニュアルに基づき、適切に実施していただきますようお願いします。**なお、下記に改訂の主なポイントを示していますので、特に留意してください。

また、別紙 1 を参考とし、保護者等にもお知らせいただきますようお願いいたします。
併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

1 これからの感染対策について

学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校内の感染状況を平時と感染流行時（学校内で感染が拡大している状況）に区別し、それぞれの状況に応じた感染症対策を講じていくこととします。

（1）平時での感染対策

- 衛生管理マニュアルに従い、感染対策を講じること。**マスクについては着用を求めないことが基本**となります。また、**学校給食の場面において「黙食」は必要ありません。**
- 登校時の検温結果の把握は不要です。ただし、**児童生徒の健康状態の把握に努め、換気の確保やこまめな手洗いの指導を行う等引き続き基本的な感染対策に取り組むこと。**また、児童生徒の健康観察については、普段と異なる症状がある場合等には登校しないことを保護者に周知し、理解及び協力を得ること。
- 清掃活動とは別に日常的な消毒作業は不要です。

（2）感染流行時（学校内で感染が流行している状況）での感染対策 ※（1）の内容と共に講じる

- 活動場面に応じた以下の対策を一時的に講じること。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
 - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。
 - ・教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促す場合があります。その場合にも、着用を強いることがないようにすること。

2 教育活動について

(1) 感染した児童生徒について

- **出席停止期間が終了した児童生徒については、本人の体調に問題がなければ全ての学校教育活動への参加が可能**です。

(2) 同居家族に陽性者がいる児童生徒について

- 感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行したことに伴い、**濃厚接触者（自宅待機要請者）の特定は行いません。**
- 出席停止にする必要はなく、**児童生徒の体調に問題がなければ全ての学校教育活動への参加が可能**です。

(3) 校外学習等について

- 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用が推奨されます。

3 部活動での大会等参加について

- 部活動での大会参加に関しては、主催者が定めている方針に従ってください。
- 練習試合や合同練習、合宿等の実施に当たっては、**感染拡大の防止に留意しつつ、学校内の感染状況等を踏まえ、学校として責任をもって判断してください。**

4 臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）について

- 学校内で感染拡大が疑われ、臨時休業を検討すべき状況となった場合は、引き続き県教育委員会と協議し、決定します。（新型コロナウイルス感染症に限らない。）その際、別紙2「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改訂版）」に基づき検討します。
- 県教育委員会への日々の感染者の報告は5月7日で終了とします。

5 その他

- 本通知の発出に伴い、令和5年5月1日付け5高保体第116号及び117号を除く新型コロナウイルス感染症に関する通知は5月7日をもって全て廃止とします。

【担当】

高等学校課	戎井、東岡	(TEL:088-821-4907)
特別支援教育課	谷澤、平地	(TEL:088-821-4741)
保健体育課		
（部活動関係）	山岡、田邊	(TEL:088-821-4900)
（感染症対策関係）	廣田、池本	(TEL:088-821-4928)

【分類番号 05-04-0009】

(別紙2)

令和5年4月28日付け5文科初第347号

「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」から抜粋

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の 対応ガイドライン(令和5年5月改定版)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、地域の感染状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

本ガイドラインは、学校の臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめたものとなりますので、各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校の設置者と保健所等とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいて構いません。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

2. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要性については、通常、学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止等とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②その他、設置者で必要と判断した場合
- ※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。
- 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の中で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

5類感染症に移行する本年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改定しましたのでお知らせします。

5文科初第347号
令和5年4月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各指定都市・中核市市長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫

5類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

このたび、5類感染症への移行を踏まえ、教育委員会や学校等における今後の感染症対策の検討の参考とさせていただくため、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。

主な改定内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、これらも参考とした上で、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、積極的な取組をお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長

におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
 - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられること

2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと

合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること

- そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること
- 学校の臨時休業については、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと

以上

【資料】

- ◇ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）
- ◇ 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改定版）

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）